

住宅用家屋証明書

発行番号

号

令和 年 月 日

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b)(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日 (ハ)新築 (ニ)取得 がこの規定に該当

するものである旨を証明します。

習志野市長

申請者	住 所			
	氏 名			
家屋の所在地	習志野市	丁目	番地	
家屋番号				
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買		(2) 競落	